

しょうがいじつうしよしえんとう りよう 障害児通所支援等をご利用のみなさまへ

Q どのような子どもが対象になるの？

A 療育の観点から、支援を行う必要があると認められるお子様が対象です。

Q どのようなサービスがあるの？

A サービスの例

じどうはつたつしえん みしゅうがくじ
児童発達支援（未就学児）

⇒ 日常生活における基本的な動作の指導などの支援を行います。

ほいくしよとうほうもんしえん
保育所等訪問支援

⇒ 保育所等を訪問し、障害児の集団生活への適応のための支援を行います。

ほうかごとう
放課後等デイサービス（就学児）

⇒ 生活能力の向上のための訓練や、社会との交流の促進などの支援を行います。

※その他、短期入所サービスなどもあります。

サービスの利用を始めるには

① 相談

まずは、古河市の障がい福祉課に相談してください。

② 利用申請・聞き取り調査

場所：障がい福祉課（健康の駅）

※お子様の様子を見ながらお話を伺います。

サービスの説明もさせていただきます。

所要時間：約1時間

③ 障害児支援利用計画案の作成依頼

依頼先：指定障害児相談支援事業所と契約し、障害児支援利用計画案の作成を依頼してください。

※このチラシの裏面に記載してある事業所よりお選びください。

④ 障害児支援利用計画案の提出

提出先：障がい福祉課（健康の駅）

※③で作成依頼をした障害児支援利用計画案を、市の窓口へ提出してください。

⑤ サービス支給決定

市でサービスを決定して、通所受給者証を郵送にて交付します。

⑥ サービス提供事業者との利用契約

⑦ サービスの利用開始

【 指定障害児相談支援事業所 】 令和5年3月更新

事業所に連絡をとり、障害児支援利用計画案の提出を依頼してください。

事業所名	住所	電話番号
あじさい学園相談支援事業所	古河市鴻巣1111	0280-48-0431
クリーベル相談支援事業所	古河市諸川473 (R5.4月～休止)	0280-23-2244
サフラン工房	古河市下辺見1451	0280-30-1277
青嵐荘つくし園相談支援事業所	古河市上大野2290-1	0280-23-1161
まくらがの里どんぐり (放課後等デイサービスさくらんぼ)	古河市上大野1517-1	0280-97-1123
ライフサポートセンターネーブル	古河市下大野2165-2	0280-92-1288
相談支援事業所みらい	古河市高野1442-3	0280-23-3955
はつらつ会 相談支援事業所	古河市尾崎3920	0280-75-1328
古河市児童発達支援センターぐるんぱ	古河市新久田271-1 (古河福祉の森会館)	0280-48-7040
相談支援事業所はなみずき	古河市駒羽根825-1	0280-91-1256
ケアプランセンター・ケアもも	古河市鴻巣550-2	0280-23-2340
株式会社 オリーブ・ケアプランセンター	古河市長谷町27-6 パンプキンハウス長谷703	0280-23-5638
古河市社会福祉協議会 相談支援事業所	古河市新久田271-1 (古河福祉の森会館)	0280-47-0150

Q 指定障害児相談支援事業所って何をするところ？

A 事業所の相談員が、障がいのある人からお話を聞き、受けられるサービスの説明や提案をしてくれるところ。

Q 障害児支援利用計画案ってどんなもの？

A サービス利用者のご希望や、置かれている状況をもとに、その人にとって最適なサービス等について検討し作成する計画です。その計画をもとに医療・福祉・教育・サービス事業所が情報を共有して一体的なサービスを受けることができます。

Q 障害児支援利用計画案を作るのは有料ですか？

A 障害児支援利用計画案を作成したときの自己負担はありません。

※ただし、事業所によっては居宅等を訪問する際の交通費の負担が必要となる場合があります。事業所と契約する際の重要事項説明書をご確認ください。

【お問い合わせ先】古河市役所 障がい福祉課

住所：古河市駒羽根1501 電話：0280-92-4919